

在宅患者訪問薬剤管理指導（医療）

介護認定を受けていない場合も、医療保険で訪問薬剤指導ができます

1. 対象患者さん

介護認定を受けていない通院困難な患者さんが対象です。

他にサービスの利用がない場合でも、認定を受けている方は、介護保険による訪問薬剤管理指導になります。

2. 在宅患者訪問薬剤管理指導料算定にあたって

(1) 保険上の規定

在宅で療養を行っている通院困難な方に、医師の指示に基づき、薬剤師が、薬学的管理指導計画を策定し、患家（16Km以内）を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に算定します。薬剤師1人につき1週間当たり40回の制限があります。

(2) 一部負担金について

・医療費の負担のない方は、自己負担がかかりません。

・自己負担のある方

単一建物患者が1人	1回650点（1割負担の場合650円）
単一建物患者が2～9人	1回320点（1割負担の場合320円）
単一建物患者が10人以上	1回290点（1割負担の場合290円）
○麻薬の投薬があり適切な指導が行われた場合	1回100点加算
○6歳未満の乳幼児に指導を行った場合	1回100点加算

①ガン末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合は、月4回限度

（同一月に4回以上訪問を実施した場合も4回までの算定、算定日より6日以降空けて算定する）

②ガン末期の患者・中心静脈栄養患者の場合は、週2回かつ月8回限度

③在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は、上記①②とは別に月4回限度

④在宅患者緊急時等共同指導は、月2回限度

⑤退院時共同指導、入院中に1回限度（ガン末期の患者は2回限度）

⑥交通費を実費徴収する場合があります